

長崎県市町村福祉振興協議会 養護老人施設措置費支払代行業務規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、長崎県市町村福祉振興協議会（以下「協議会」という。）が実施する「養護老人施設措置費支払代行に関する事業」の実施に関し必要な事項を定め、適正な事務処理を行うことを目的とする。

（事業内容）

第2条 養護老人施設への措置事業を実施する施設（以下「施設」という。）等への援護の実施者である長崎県内の市町村（以下「実施機関」という。）と協議会が、「養護老人施設措置費支払代行業務委託契約書」により委託契約を締結したとき、実施機関から協議会が養護老人施設措置費（以下「措置費」という。）を受領し、これを関係施設に支払うことを主な事業とする。

（事業対象）

第3条 事業の対象は、次のとおりとする。

（1）実施機関

長崎県内の市町村（13市町村）

（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市及び五島市を除く。）

（2）施設

協議会と委託契約を締結した実施機関が措置した次の施設

ア 老人福祉法による養護老人ホーム及び養護受託者

（3）措置費

ア「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に関する指針」並びに「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱」により算定した額

第2章 措置費の計算方法

（措置者の状況把握）

第4条 措置費の算定の基礎となる措置者の状況については、別に定める様式による実施機関からの報告によるものとする。

（措置費の計算方法）

第5条 措置費の計算は、電子計算により行うものとする。

(計算結果の確認方法)

第6条 前条による処理結果は、実施機関及び施設において確認し、内容に過誤があった場合は、速やかに協議会に報告するものとする。

第3章 措置費の受領及び支払方法

(措置費の受領方法)

第7条 実施機関からの措置費の受領については、毎月10日（休日の場合はその前日）までに協議会からの請求により行うものとする。

- 2 前項の協議会から請求する額については、毎月、前年10月1日現在の措置者を基礎として算出した翌年度年間措置費見込額に12分の1を乗じて得た額とする。
- 3 前項により算出した措置費について、年間総額と支払年間総額に過不足が生じた場合は、当該年度中に精算するものとする。

(措置費の支払方法)

第8条 協議会は、施設からの請求により、毎月15日（休日の場合はその翌日）までに支払を行う。

- 2 施設は、別に定める様式により請求書を作成し、毎月5日までに協議会あて提出する。

第4章 事業実施にかかる経費の負担

(事業実施にかかる経費の負担)

第9条 本事業にかかる経費は、実施機関の負担とする。

- 2 前項の負担額は、次のとおりとする。
 - (1) 措置費支払にかかる事務費負担額は、毎年度、前々年度の措置費支払年間総額に0.43%を乗じて得た額（円未満の端数切捨）とする。

第5章 雑 則

(会長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、事業実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第9条第2項に係る事務費負担額の算定基礎額は、初年度から2年は、旧(財)長崎県市町村社会福祉振興財団が養護老人施設等に支払った措置費年間支払総額を基礎とする。